クロスボウは（通称：ボウガン）所持禁止になります!!

改正法や警察署への持込みに関する詳細は警察庁ホームページにて
https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が**原則禁止・許可制**となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、**罪に問われます！**
（３年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）
※改正法は、公布の日から９か月以内に施行されます。

銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

自宅などにクロスボウを所持している場合は？

改正法の施行後 6 か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。（施行後 6 か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。）

具体的な処分方法は？

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は施行前でも受け付けています。）

警 察 庁 ・ 秋 田 県 警 察

連絡先　大館市根下戸新町１番70号
大館警察署　生活安全課
０１８６－４２－４１１１